

健全な河川流域へ 再生計画 国交省



国土交通省は7月18日、河川の上流から海の沿岸域までを対象に、生物の生息のしやすさや土砂の流れ、景観への配慮などを河川ごとに総点検して、健全な流域に戻すための改善目標や達成時期、必要な事業を盛り込んだ再生計画を2005年度から作成する方針を固めました。この再生計画は、川を水利用の対象として考える行政から、川の流域や海までを視野に入れ生物の生息環境を改善し守るという生態系保護への転換となります。

魚道の設置、土砂を海に流すことができるダムの整備、人工干潟づくりなどの事業を優先順位を付けて盛り込むことになりそうです。再生計画の内容は、河川ごとに作る整備計画に位置付けて重点的に実施、整備効果を挙げる考えです。

これまでの河川整備では、水道水や農業用水への利用、治水を優先したダムや堤防の整備、河川の直線化を進めた結果、河川が本来持つ連続性を断ち切り、生物がすみにくくなっていました。ダムが土砂をためているため海岸が浸食されて細ることや、河川周辺の景観を破壊しているなどの問題も引き起こしていました。

総点検の結果は「流域・海域カルテ」にまとめ、例えば生態系関係では、アユなど川の健全性をチェックする生物を川ごとに選定します。「海から上流までアユがさかのぼることができるか」などの視点から 魚道整備は十分か 十分な水の流れがあるか - などを監視します。

これを受け、段差の解消や魚道の整備、放流量を増やすためのダムの改善、直線化した水路を昔の姿に戻す自然再生などの事業が必要な場所を選び、何年までにアユが川を上れるようにするかの目標を設定します。

資料:2004年7月19日付 埼玉新聞,p2

生活環境箇所 重田 郁美

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

